鶴居村立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

鶴居村教育委員会

目　　次

1.　計画の趣旨・現状・・・

1．計画の趣旨、現状

（1）計画の趣旨

○　本措置は、教育職員の心身の健康保持及び安全な環境の確保を目的として、業務量の適正な管理並びに健康確保のための必要な措置を講ずるものである。

近年の業務の複雑化・多様化に伴い、過重な負担が心身の健康に影響を及ぼすことが懸念されている。

このため、在校等時間及び業務量を適切に把握し、必要に応じて調整を行うとともに、健康診断その他の健康保持施策を実施し、教育職員が安心して仕事に向かうことができる体制を整備することが不可欠である。

本措置の実施により、教育職員の在校等時間の縮減、健康保持・増進、及び業務効率の向上等を図るものである。

（2）鶴居村の現状

○　鶴居村では、平成31年3月に「鶴居村立学校における働き方改革　鶴居村アクション・プラン」を、令和4年3月に同第2期の策定、令和6年5月に同3期を策定し、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に向けた取組を進めてきた。

○　こうした取組の結果、鶴居村における教育職員の時間が在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校時間の状況】

上限	職種	上限超過した者	率	全職員数
年間 360時間	校長	1	33.3%	3
	教頭	3	100%	3
	教諭	9	19.5%	36
	養護教諭	0	0	3
	栄養教諭	0	0	1
	計	13	28.3%	46
月間（平均） 45時間	校長	0	0	3
	教頭	0	0	3
	教諭	2	5%	36
	養護教諭	0	0	3
	栄養教諭	0	0	1
	計	2	5%	46

※月間45時間超過者は、平均にすると少ないが、年間1回でも月45時間を超過した者は、校長1名、教頭3名、教諭9名となる。月80時間を超える回数が1回でもあったものは教諭で2名いる。

	1年間360時間超過者	月間1回以上45時間超過者	月間1回以上80時間超過者
小学校	20.0%	15%	0%
中学校	38.5%	53.8%	15%
管理職（教頭）	100%	100%	0%

時間外在校等時間が1か月でも45時間を超える割合が、小学校で15%、中学校で約54%と特に中学校で多くなっている。年間で360時間を超過している割合は、小中平均しても約20%、と多くなっている。目標を達成している教育職員は70%程度いる一方で、教頭や教務を担う教諭、部活動顧問教諭などは、目標の達成には至っていない状況である。

○　こうした状況を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、本計画を策定するものである。

2. 目標

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

（1）時間外在校等時間に関する目標

・1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を100%にする。
・1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の小中平均時間を30時間程度にする。
・教育職員の1年間時間外在校等時間を360時間以下とする。

（2）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

・年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。
・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を0%まで減少させる。【1%】
・ストレスチェックにおけるストレスレベルに1つでも[高]が入っている者の割合を5%まで減少させる。【9%】
・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3. 計画の期間

・令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○ 本村では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

（1）「業務の３分類」を踏まえた業務の見直し

イ　学校以外が担うべき業務

◆登下校の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類）①関係」）
・地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見守り推進（保護者、地域）
※下幌呂地区…登校時見守り（地域ボランティア）　下校時（地域への協力依頼）ながら見守り
※鶴居市街地…登校時見守り（地域への協力依頼）　下校時（地域への協力依頼）ながら見守り

◆放課後から夜間における見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）
・放課後から夜間における見回りについては、地域の実情からみて、学校における自主的な見回りは原則行わな

いこととする。
・補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◆学校徴収金の徴収・管理（「3分類」③関係）
○ 基本的には、児童生徒が学校に現金を持ってきて担任等が管理することはない。
学校事務職員の協力を得て口座引き落としの準備、周知、実施を行う。
・給食費の徴収（学校職員）…口座引き落とし
・給食費の徴収（児童生徒）…無償化のため徴収・管理なし
・教材費の徴収（児童生徒）…基本口座引き落とし
・行事等の徴収（児童生徒）…口座引き落とし、または業者へ直接振り込み（修学旅行）

◆地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）
・鶴居村学校運営協議会と鶴居村地域学校協働活動を一体的に推進し地域学校協働活動が、学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるように、鶴居村地域学校挙動活動本部を設置し、本部長を鶴居村教育委員会教育長とする。協働本部は、運営委員会、地域学校協働活動推進委員及び学校協働活動サポーターをもって構成する。協働本部の庶務については、鶴居村教育委員会社会教育課において処理する。

◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）
・保護者からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への相談窓口として鶴居村教育委員会の教育専門員（会計年度任用職員）が当たるものとする。
・学校が弁護士等の専門家を活用できる環境の整備をする。（顧問弁護士等）

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務
◆調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）
・学校事務体制の強化のため、鶴居村共同事務室を設置し円滑な運営を図る。

◆ICT 機器・ネットワーク設置の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）
・教育委員会と連携を図りながら、鶴居村共同事務室が中心となって保守・管理を行う。

◆部活動
・令和10年度中に、原則、休日の全ての部活動の地域展開を図る。平日の部活動については、活動時間等の適性を図る。

ハ 教師の業務だが、 負担軽減を促進すべき業務
◆学習評価や成績処理（「3分類」⑯関係）
・学習評価、成績処理については、デジタル技術の活用することにより、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。（校務支援システム）

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

・教育委員会において、日常的に、医療・福祉（保健福祉課）・警察等の関係機関と学校との連携強化を図る。（少なくとも年に3回～4回、学校、教育委員会、保健福祉課で情報共有することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことができる体制の構築を目指す。

・スクールカウンセラーの効果的な活用を継続し、児童生徒、保護者、教職員が相談できる体制を整備する。

（２）学校における措置の推進

○ 学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

・各学校の教育課程における年間総授業数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要となるよう設定する。特に標準時数を大幅に上回らないよう70時間以下をめやすにする。

・当初の計画が形骸化し十分な効果が難しい活動、長年続いているが目的と効果を総合的に判断し見直しが必要と判断した活動等の見直し、時期、回数の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

・分掌内容、人数の見直しによる一人への負担の軽減、組織力の強化、会議の回数の見直し、複数ある各委員会の同時開催等による効率化を図るなど。

（３）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

○ 教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員を把握し、校長による面談を実施する。（状況に応じて教育委員会、医師との面談）

・ストレスチェックの実施率を100%にし、結果分析を含め、自己の健康状況を把握できるようにする。

・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。（教育専門員）

・年次有給休暇について、計画的に取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

・学校における、定時退勤日を2回以上設定するよう推進し、かつ実質的に機能するようにする。

5．関連する取組、今後のフォローアップについて

・取組の着実な実行を図るため、村内各学校の教育職員の時間外在校等時間の状況を把握し、毎年度、村のHP で公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。

・各学校の時間外在校等時間が毎月確認することとする。

・時間外在校等時間にかかる目標達成状況については、鶴居村で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、鶴居村で導入しているストレスチェックの結果から把握する。

・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り、指導等を実施する。

・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知、研修の促進など、教育委員会からの支援を行う。

・各学校においては、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域に対して、鶴居村における「業務3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。